



参議院
議員

石井みどりNEWS



ホルマリン滅菌器、これまでと同様の取り扱いに

石井が折衝、特化則の適用除外となる

特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正（2008年3月1日施行、一部はさらに1年後施行）に伴い、ホルムアルデヒドの分類が第3類物質から第2類物質になった。これに伴い、「発散抑制措置」「作業環境測定」「健康診断」「作業の記録」等これまで不要だった事項が義務づけられる可能性が出てきた。そこで、一部ホルマリン滅菌器の製造業者や販売業者より、今後のホルマリン滅菌器の取り扱いについて義務事項が増える案内等も発送された。同案内には特化則がそのまま適用された場合についての対応等について記されていた。

しかし、歯科医療の現場では、機材の滅菌のためホルマリン滅菌器が一般的に安全に使用されており、使用されるホルマリンの分量も少量であることから、石井はこれを例外措置することを検討するよう折衝してきた。

そこで、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室長等は、ホルマリン滅菌器の使用状況等を考慮し、検討することとなり、3月26日付・同室長名の事務連絡というかたちで、一定の条件を満たした場合には、特化則の適用が除外されることを明示し、この内容について各都道府県の担当課長に通知した。

※ 詳細については添付資料参照

石井みどり公式ホームページ

<http://www.ishii-midori.jp/>

昨年10月より立ち上げた石井みどりのホームページですが、トップページに「国政レポート」と「ダイアリー」の更新情報の掲載を始めました。

日付をクリックして頂くと、直接最近の記事にアクセスできます。

「国政レポート」では、今までの石井みどりの質疑の内容や、診療報酬改定についてなど、さまざまな情報を詳しくお届けしております。また石井の国会生活のブログともいえる「ダイアリー」のページもございます。

今、石井みどりがどんな活動をしているのかを皆さまに知っていただきたくホームページを作っております。石井みどりNEWSと併せてご覧下さい。

現場の皆さまからのお声もどうぞお聞かせいただければと思っております。

なお、携帯からも上記アドレスからアクセス可能です。

是非一度アクセスしていただければと存じます。

参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/